

## 認知症ケア高度化推進事業 倫理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター（以下「センター」という。）が実施する認知症ケア高度化推進事業（以下「高度化事業」という。）の実施に伴い倫理的配慮の確保を図ることを目的とする。

### (責務)

第2条 高度化推進委員及びワーキングチーム委員、事務局をはじめ高度化事業に関わる全ての者（以下「高度化事業関係者」という。）は、高度化事業の実施に伴い、倫理的配慮を徹底し、本要綱を誠実に履行し遵守する義務と責任を負う。

### (情報管理)

第3条 高度化事業で取り扱う情報の管理は以下の点に留意して行う。

- (1) センターは、高度化事業関係者に対し、情報保護に関する適切な管理と教育を行うこと。
- (2) 情報の取り扱いに関しては、法令を遵守し、適正な管理に努めること。
- (3) 外部から事例等の情報の提供を受ける場合は、事例提供機関の長の許可を得ること。
- (4) 事例等の提供を受ける場合は、個人や団体が特定できないように配慮すること。
- (5) 公表する情報に関しては、個人や団体に不利益が生じないよう、匿名性の担保等十分な対応を行うこと。

### (倫理委員会)

第4条 本要綱の目的を達する為、高度化事業倫理委員会を設置するものとし、その内容については規則をもって別に定める。

### (委任)

第5条 本要綱に定めるものの他、委員会の運営及び審議に必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

### (改廃)

第6条 本要綱の改廃は、高度化推進委員会において決し、承認を得なくてはならない。なお本要綱は、高度化事業の終了を以て廃止とする。

### (附則)

この要綱は平成20年6月9日から施行する。

## 認知症ケア高度化推進事業 倫理委員会規則

### (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター(以下「センター」という。)認知症ケア高度化推進事業(以下「高度化事業」という。)の実施に伴い倫理的配慮の確保を図ることを目的に認知症ケア高度化推進事業の倫理要綱(以下「倫理要綱」という。)第4条に基づき定める。

### (所轄事務)

第2条 委員会の所轄する事務は、次の通りとする。

- (1) 認知症ケア高度化推進事業に関与する全ての者(以下「高度化事業関係者」)に対する倫理要綱の啓発普及
- (2) 倫理要綱遵守にあたっての助言指導
- (3) 倫理要綱に明らかに抵触する関係者に対する助言指導
- (4) 倫理要綱違反等に関する審議

### (構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、高度化事業委員長を委員長とする。

- (1) 高度化事業委員長
- (2) 高度化事業副委員長
- (3) センター外の有識者
- (4) その他委員長が指名する者
- (5) 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行する。

### (権限)

第4条 委員会は審議事項について一定の決定をなし、高度化推進委員及びワーキングチーム委員、事務局をはじめ高度化事業関係者は、その決定に従う。

- 2 高度化事業関係者が倫理委員会の決定に従わない場合には、倫理委員会は、勧告等をなす権限を有する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は高度化事業終了時とする。

### (委員会の開催)

第6条 委員会は、原則として年1回開催する定時委員会、及び必要に応じて開催する臨時委員会とする。

(運 営)

第7条 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立するものとする。

- 2 委員会は必要に応じ委員長が招集し、会議を主宰する。
- 3 委員会に関わる事務は認知症ケア高度化事業推進室が担当する。

(審査の申請)

第8条 審査を申請しようとする者は、様式1による申請書に必要事項を記入の上、審議に必要な資料を添付の上、委員長に提出しなくてはならない。

(委員会の判定)

第9条 委員会の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

ただし、委員長が必要と認める場合は、無記名投票により3分の2以上の合意を持って判定とすることができる。

- 2 判定は次の各号に掲げる表示による。
  - (1) 承認
  - (2) 条件付承認
  - (3) 変更の勧告
  - (4) 不承認
  - (5) 非該当

(判定の通知)

第10条 委員長は、前条の報告に基づき様式2による通知書をもって判定結果を申請者に申請日から30日以内に通知しなくてはならない。

- 2 前号の通知をするに当たっては、判定が第8条第2項第1号以外の場合にはその理由を記載しなくてはならない。
- 3 なお申請日から通知まで30日を超える場合は、理由を付して申請者にその旨通知する。

(委員会の記録及び議事要旨の公表)

第11条 委員会における審議内容は、記録として保存し、原則として非公開とする。

- 2 議事要旨の公表については、委員会及びセンター長の同意を得て委員長が行う。公表の方法は別に定める。

(改 廃)

第13条 本要綱の改廃は、高度化推進委員会において決し、承認を得なくてはならない。なお本要綱は、高度化事業の終了を以て廃止とする。

(委 任)

第14条 本規則に定めるものの他、委員会の運営及び審議に必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附則

1 この規則は、平成20年6月9日より施行する。

様式 1

## 倫 理 審 査 申 請 書

平成 年 月 日

社会福祉法人浴風会  
認知症介護研究研修東京センター  
高度化事業倫理委員会 委員長 殿

所 属  
職 名  
住 所

連 絡 先  
申請者名

印

受付番号H - NO . \_\_\_\_\_

1 審査事項	
2 申請理由	
3 添付資料	1 . _____ 2 . _____ 3 . _____
4 備 考	

様式 2

## 審 査 結 果 通 知 書

平成 年 月 日

殿

社会福祉法人浴風会  
認知症介護研究研修東京センター  
高度化事業倫理委員会  
委員長 長谷川 和夫

受付番号H - NO .

### 審議事項

上記について、平成 年 月 日の委員会で審議が行われ、下記の通り決定したので、通知する。

項 目	審 議 結 果
判 定	<ul style="list-style-type: none"><li>・承認</li><li>・条件付承認</li><li>・変更の勧告</li><li>・不承認</li><li>・非該当</li></ul>
条件または変更及び不承認の理由等	